

私は文化財についていろいろな面で関心を持ってさまざまな活動を行っているつもりですが、みんぞく資料についてはほとんど素人です。そんな素人が、みんぞく資料をどうみるかということでお聞き願えればと思っております。

## 民俗学と文化財保存法

みんぞく資料という難しい問題がたくさんありますが、用語の問題はともかくとして、まず基本的な問題をあげます。よく、「みんぞく」「みんぞく学」という言い方がされます。本日会場となっているこの博物館は国立民族学博物館で、千葉県佐倉市には歴史民俗博物館があります。それぞれ同じ「みんぞく」でも字が違います。このことについて簡単に整理してみます。本シンポジウムの基本になるのは「民俗学」、すなわち「文化を持つ民俗の伝承文化」、古くは「土俗学」として展開したことがありました。

一方の民族 (ethnology) はいろいろと議論のあるところですが、民族学は人類文化を研究する学問として、また未開民族を含めた世界の諸民族の文化を対象として資料収集を含めた調査・研究が日本では進められてきました。

そして、民俗のほうですが昭和10年(1935)に柳田国男が「日本民俗学」という名称を使いました。これは、民間伝承、郷土生活を研究するといった流れで使われた名称です。この昭和10年前後という時期に日本では郷土史、地域史の研究がものすごく盛況を呈していました。

細かい話になりますが、土地に伴う文化財である史跡、名勝、天然記念物の保存制度は、大正8年(1919)に施行されます。それは今日の『文化財保護法』の前身で、その時代にいわゆる郷土史研究、地方史研究のひとつの全盛期を迎えます。そのなかに民俗学も相当取り込まれました。柳田のほかに折口信夫、洪沢敬三などの大先達があります。いずれにしても昭和10年頃から民俗学といった名称が使われてきました。

そして、民俗学が大きな文化財保護というカテゴリーのなかで展開していくとき、昭和25年(1950)の『文化財保護法』の制定を抜きにしては考えられません。

さて、現行の『文化財保護法』制定の契機となった大きな出来事は昭和24年(1949)1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損です。図1は、当時の佐伯管長が壁画の前で悲しげに合掌されている姿です。

この前後、大変不思議なことに、戦前から伝えられていた各地の文化財が



図1 法隆寺金堂壁画焼損 壁画前で合掌する佐伯管長